

◎地方公共団体の議会の議員及び長の

選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成二十二年二月八日法律第六八号)

一、提案理由(平成二十二年一月二七日・参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

○国務大臣(片山善博君) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成二十三年三月から五月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十三年三月から五月までの間に任期が満了す

る地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

る地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる九十日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあっては平成二十三年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては、同月二十四日に統一することとしております。

第二に、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、関係地域において行われる市区町村の選挙又は市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができなものとすること、寄附等の禁止期間を選挙の期日の九十日前から当該選挙の期日までの期間とすること等、必要な特例を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成二十二年一月二九日)

○田中直紀君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、全国多数の地方自治体の議会の議員又は長の任

期が平成二十三年三月から五月までの間に満了することになる
実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高め、これら
の選挙の円滑かつ効率的な執行を図るために、選挙の期日を統
一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようと
するものであります。

委員会におきましては、地方選挙の期日を統一する意義、地
方選挙の統一率向上のための方策、都道府県議会議員の選挙区
設定の在り方、障害者に係る投票環境向上のための具体的方
策、地方議会議員年金制度の在り方に係る検討状況等について
質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原
案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年一〇月二七日)

統一地方選挙は、昭和二十二年に第一回が実施されて以来、
国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑か
つ効率的な執行を図る上で大きな役割を果たしてきた。しかし
ながら、回を追うごとに統一率は低下しており、また、昭和の
大合併や平成の大合併によって統一される団体数そのものが大

きく減少している。

こうした現状にかんがみ、国は、統一の趣旨を実効あるもの
とするため、統一率の向上方策等について検討を行い、必要な
措置を講ずるよう努めるべきである。

右決議する。

三、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関
する特別委員長報告(平成二十二年一月三〇日)

○松崎公昭君 ただいま議題となりました法律案につきまし
て、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に
おける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任
期が平成二十三年三月から五月中に満了することとなる実情に
かんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、こ
れらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を
統一するものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

統一地方選挙の期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員
及び長の選挙については平成二十三年四月十日、指定都市以外
の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙については同
月二十四日とするものであります。

また、平成二十三年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙につきましても、統一地方選挙の期日に行うことができないこととするものであります。

本案は、去る十月二十九日に参議院から送付され、十一月十一日日本委員会に付託され、翌十二日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。